

[査読論文]

アメリカ政府による日系ラテンアメリカ人の 強制連行と戦後補償

——市民自由法制定から30年を経た今、点から線へ(後編)——

賀川真理

目次

はじめに

I 日系ラテンアメリカ人の強制連行と戦後補償研究における現状と限界

II カルメン・モチヅキさんのケース

1. ペルーでの生活とペルー官憲による監視

2. クリスタル・シティ抑留所

3. 両親の故郷沖縄への移住

4. アメリカへの帰国と戦後補償

(以上、前編に掲載)

III 市民自由法とモチヅキ訴訟による和解

おわりに

III 市民自由法とモチヅキ訴訟による 和解

これまで見てきたように、日系ラテンアメリカ人への戦後補償を考える際、その基準となったのは、1988年の市民自由法である。日系アメリカ人も日系ラテンアメリカ人も、第二次世界大戦中、アメリカ政府によって自分たちには何ら落ち度もないのに強制収容されたという事実においては、変わらない。同法では、第二次世界大戦中に強制収容された日系アメリカ人と、日系ラテンアメリカ人の中で戦後も継続してアメリカに在住し、収容中に遡って永住権の取得手続きを取った場合に、戦後補償を求める申請資格が認められた。そこで、両収容者への戦後補償について3点に絞って比較検討したい。

第1に、市民自由法の補償対象者かどうかを区分した、収容時の身分についてである。アメリカでは属地主義を取っており、両親が日本人

であろうがなかろうが、アメリカで出生すれば市民権を獲得することができる。したがって第二次大戦時に、アメリカの収容所で出生した子供は、親がアメリカ国籍を保有していてもいなくても、そしてラテンアメリカ出身者であっても、出生による市民権を得ることができた。その根拠は、合衆国憲法修正第14条にある「アメリカで生まれ、あるいは帰化したすべての人は、合衆国および居住している州の市民である」とする規定である。

しかし、収容当時市民権を保有していなかった一世の日系人には、戦前からアメリカに5年以上居住していても、アメリカ軍として従軍した場合などを除き⁷⁶⁾、帰化権の申請が認められてこなかった。そのため、アメリカに居住していた日系アメリカ人の場合、アメリカ生まれの二世は市民権を持っていたものの、それ以外の場合、永住権は認められていても市民権を有していない日本人が大勢いた⁷⁷⁾。

こうしたアメリカに在住する一世たちの身分について、変更を可能としたのは、戦後、1952年に改正された移民法(Immigration and Nationality Act of 1952)、通称マッカラン-ウォルター法(the McCarran-Walter Act)の施行以降のことである⁷⁸⁾。これにより、在米日本人の帰化による市民権獲得の道が開かれるようになった。

一方、ラテンアメリカ諸国から連行された日系人の場合、当然のことながら収容当時アメリカ国籍を保有していた者はおらず、多くの場合、身分を証明するパスポートなどはアメリカに入国する際に没収されていた。アメリカ政府

は、終戦後にアメリカに残った日系ラテンアメリカ人収容者たちを合法的な居住者とはせず、「不法入国滞在者」とみなしていた。そのため、収容時にアメリカで出生していない限り、彼らに永住権を得る資格が付与されたのは、マッカラン-ウォルター法の施行からさらに2年後、終戦から9年後のことであった。

連邦議会は、「1946年まで合衆国司法省移民帰化局管轄の施設に『不法入国滞在者』として収容され、その後保証人をつけることを条件に仮釈放されていた中南米諸国からの国外追放日系人にも合法的永住権を与えるため⁷⁹⁾」、1954年8月31日の公法第751条において、前年制定された「避難民救済法 (the Refugee Relief Act of 1953 (67 Stat. 403))」の第6条冒頭部分を改正した。

これにより、1953年7月1日以前に他のアメリカ共和国から抑留される目的でアメリカに連れて来られた外国人は、1955年6月30日以前までに、司法長官に移民としての地位について調停を申請することができることとされた⁸⁰⁾。そしてこの10か月間に首尾よく申請を済ませ、それが認められた場合にのみ、収容時にアメリカに合法的に滞在していたとみなされ、のちに市民自由法の適用が可能となったのである。

結局のところ、市民自由法で2万ドルの補償金を受け取ることができた日系ラテンアメリカ人は、出身国に帰ることが認められず、日本に行くことを選択せず、終戦後に継続してアメリカに滞在していた日系ラテンアメリカ人で、アメリカの抑留所で出生したか、このように市民自由法制定以前に、収容当時に遡及して永住権を得られた189人であった。

こうして、ようやく合法的にアメリカに滞在できる法的地位を確立した日系ラテンアメリカ人は、その後、マッカラン-ウォルター法による市民権の獲得も可能となった⁸¹⁾。クリスタル・シティ抑留所が閉鎖された1947年から永住権を得る資格が発生するまでの7年間以上、彼らは不法滞在者として扱われていたため、働く場所が限られ、賃金も相当低く、何よりも身

分的に不安定な日々を過ごされていた。それは、ペルーなどで苦勞された末に手に入れた暮らしぶりとは程遠い生活を、アメリカでは余儀なくされていたことを意味するものであった。

ところで1988年に市民自由法が成立すると、実際には申請書を提出する際にはなく、補償金の支払いが通知される段階になり、その申請者の資格が取り沙汰される状況であった。そのため、市民自由法の資格基準をめぐる訴訟がいくつも起こされた。その結果、1992年の市民自由法修正条項 (the Civil Liberties Act Amendment of 1992) が成立し、一部の有資格者が増えた。それでもなお、左記のように特別な手続きを踏んでいなかった日系ラテンアメリカ人や、手続き上の問題で申請が認められなかった場合があり、連絡先が不明で、こうした申請のことを知らない、「忘れ去られた犠牲者たち」もいた。

結局のところ、市民自由法で補償が認められたのは合計8万2219人となった。ただし、実際にはこのうちの28人が、何らかの理由により補償金の支払いを断わられた。また司法省は、登記簿に掲載された者のうち、1500人近い対象者の居場所を特定することができず、こうした人々も支払い対象から外されることとなった⁸²⁾。

執筆者は、2008年に本研究テーマに取り組むようになってすぐ、ワタナベさんにインタビューを申し込み、市民自由法の制定以前にロサンゼルス市で行われた公聴会で証言をされたことや、空軍に属していた経歴があったことから、「例外として」戦後補償を受けられたことを知った。その後、モチヅキさんを紹介して頂き話を伺う機会を得た際、モチヅキさんは前述のように、アメリカに残った人たちは「みんな」市民自由法による補償金を受け取ったこと、収容時に母親の胎内にいた子供も同様に貰ったと話された。

そのため、モチヅキ訴訟が「日系ラテンアメリカ人のために」行われていたとする新聞記事や文献などを読むにつれ、はたして第二次世界

Oct. 2019

アメリカ政府による日系ラテンアメリカ人の強制連行と戦後補償

大戦当時に収容されていた日系ラテンアメリカ人の中で、どのような方が2万ドルを受け取ることができ、またどのような方が受け取ることができなかったのかについて、いよいよ混乱してしまっていた。

しかし、モチヅキさんから提供して頂いた資料や同裁判に係わった方々とのインタビューを重ねるうちに、これまで見てきたように、ようやくその境界線に辿り着くことができた。執筆者が知る限り、こうした一部の具体的な日系ラテンアメリカ人に対して市民自由法により補償金が支給されていたことを著書で明らかにしたのは、東出さんによる著書の英語版の最後に、CFJのジュリー・スモール (Julie Small) 共同代表がエピローグとして記したのが初めてである⁸³⁾。

このように、日系アメリカ人との兼合いだけでなく、他の日系ラテンアメリカ人と比較しても、軍隊に志願し、アメリカに継続して住み続けていたシバヤマさんが、市民権を早く取りたいという一心で一度カナダに出国したことがあったとはいえ、市民自由法と同額の補償金が支払われないことに納得できない気持ちは察するに余りある。

第2に、補償機会についてである。日系アメリカ人の場合、市民自由法制定以前に補償を受ける機会は3回設けられていた。第1回目は1948年に成立した日系人強制立退き補償請求法 (the Japanese American Evacuation Claims Act, Public Law 80-886, July 2, 1948) においてであり、第2回目は1951年に、そして第3回目は1956年に同法の修正が行われた。1988年に制定された市民自由法は、第4回目の日系人強制立退き補償請求法であった。

そもそも日系アメリカ人への強制収容は、1942年2月19日の行政命令9066号に基づいて、軍事区域に住む敵性外国人 (実質的には日系人) に対して行われた。当初は自発的に、やがてそれが難しいことが判明すると強制的に実行されたのである。ところが同命令を出したルーズヴェルト大統領自身が、発令の翌年であ

る1943年4月24日、ハロルド・イクス (Harold L. Ickes) 内務省長官に、日系アメリカ人を強制収容所に送ったことに対し、「あなたと同様、私は軍事的必要性により日系アメリカ人に立退きおよび留置という重荷を課したことを後悔している⁸⁴⁾」とする文書を出している。しかし、ラテンアメリカから連行した日系人に対して、大統領からのこうした言及は見られない。

1945年4月12日にルーズヴェルト大統領が死去すると、副大統領から昇格したトルーマン (Harry S. Truman) 大統領は、1948年2月の特別教書において、「先の大戦で、10万人以上の日系アメリカ人が、単に人種を理由として太平洋沿岸諸州の彼らの家から立退かされた」とし、こうした多くの人々が「自らに瑕疵がないにもかかわらず、強制立退きにより、財産や仕事を失った」ことに対し、議会が速やかに必要な立法を行うことを期待していると言及している⁸⁵⁾。

1948年には連邦議会下院司法委員会でも、「この忠誠なる (日系) アメリカ人にアメリカ政府が加えた前例なき不正義に対し、なんらかの償いをしなければ、必ずや外来イデオロギー (筆者大谷氏による注・共産主義) の信奉者にわが国を非難攻撃する材料を提供することになるであろう。単なる正義のためにも、アメリカ政府は彼ら日系人に償いをしなければならない⁸⁶⁾」とする報告書が出された。

これらを受けて、同年7月2日、トルーマン大統領は戦後初めてとなる日系人強制立退き補償請求法に署名したが、同法では不動産の損失などを補償することは到底不可能に思えた。また、請求期間は同法が施行された日から18か月間で、「1941年12月7日以降、自分の意志であるか否かに関わりなく、日本へ送還された者からのもの」や、「対敵通商法の定めによって没収され、合衆国に帰属することとなった財産等の損害や損失に対するもの」などは除外された⁸⁷⁾。

さらに同法の第4条では、司法長官が補償請求のすべてにつき、「調書および証拠書類を基

にして、承認か却下かの裁定を下し、その決定書を、請求人または弁護人に送付し、「2500ドルを超えない範囲で、補償の支払いを行うことができる」としたが、この限度額を超える場合は、請求裁判所の「最終決定の場合に準じて、支払われる」とこととなった。そして、同法で請求を行った場合、「この支払いをもって補償は完了し、合衆国は完全にその補償責任を果たしたものとみなされる。補償請求却下の場合は、以後合衆国に対する請求権は消滅するものとする」とされた⁸⁸⁾。したがって一旦同法で補償請求をすると、その後はいかなる請求権もなくなってしまうという点には注意を払わなければならない。

ところで、実際には全申請件数の4割が、補償限度額を超える請求であった。こうして、第1回目の強制立退き補償請求法に基づく申請は2万6568件、その申請総額は1億4800万ドルになったが、当初の政府予算は3700万ドルしかつけられておらず、結局支払いが完了したのは1965年であった⁸⁹⁾。

第2回目の強制立退き補償請求法では、同法による資金は、請求人の宣誓供述書と政府側が保有する関係記録文書を基に、示談により合意される額、すなわち請求額の4分の3、または2500ドルのうち、どちらか少ない方の支払いに充当することができるというものであった。同法では作業効率が上がり、1952年中に支払い額が2500ドル以下であったほぼすべて、2万5000件以上の支払いが完了した。しかし、実際の補償決定額は請求額の40パーセントにも満たなかったという⁹⁰⁾。

1956年に成立した第3回目の強制立退き補償請求法では、退去を余儀なくされた日系人から、その当然の帰結として被った動産、不動産の損害もしくは損失に対する補償の請求がなされた場合、司法長官は保険などで補填されない部分について、10万ドルを超えない範囲で、示談による合意で補償額の査定をなすことができると規定された。第1、第2回目の補償請求法は、強制収容所に入れられた個人だけが対象で

あったが、この第3回目のもは、連邦捜査局から司法省管轄の抑留所に入れられた者や、団体や法人にも請求権が認められたことに特徴がある⁹¹⁾。ただし、この時点までの補償では、金額的には請求総額の25パーセントしか得られず、またその対象は物的損害に限られており、身体的および精神的苦痛や、人権侵害などは考慮されなかった⁹²⁾。

その後、30年以上を経て成立した市民自由法でも、問題点がなかったわけではない。モチヅキ訴訟の和解から1か月後には基金が枯渇したため、何百人もの日系アメリカ人と日系ラテンアメリカ人への支払いを残したまま市民自由法の補償プログラムは終了する。しかし、1999年12月までには追加基金が確保されることになり、これが残された人々への支払いに充てられることとなった。

こうして日系ラテンアメリカ人元収容者に関して言えば、合計797人が補償金の支払いと謝罪文を受け取った。このうち、2万ドルと謝罪文を受け取ったのは152人、5000ドルと謝罪文を受け取ったのは645人であった。しかし、17人の日系ラテンアメリカ人は和解に応じなかった。そのうちの7人はアメリカの住民で、5人がペルー居住者、5人が日本居住者であった。モチヅキ訴訟のあと、シバヤマさん、シマさんのケースを合わせ、4件の更なる訴訟が行われることになったが、いずれも補償金を受け取るには至っていない⁹³⁾。

そして第3に、補償内容などにおける相違である。日系ラテンアメリカ人への戦後補償は、市民自由法の予算枠内で行われることになった。それは原告の主張が、市民自由法の適用条件を変更することにあつたからである。したがって、同法成立後に訴訟が起こされ、実際に収容を体験した日系ラテンアメリカ人すべてに補償がなされることが決まった際の際の原資は、日系アメリカ人らが市民自由法に基づいて戦後補償の申請をし、その支払いがすべて行われた後の残額における範囲内でしか行えず、そうした支払いが完了してから実施されることが条件と

された⁹⁴⁾。これに加え、申請期限も市民自由法と同一と設定されたため、同法では10年間のうちに申請すれば良かったが、モチヅキ訴訟では和解成立後、2か月弱の間に手続きを完了する必要性に迫られた。

すなわち、市民自由法に基づく補償額が一人当たり2万ドル、モチヅキ訴訟による和解での補償額が同5000ドルとなった背景には、市民に対して手厚く補償することになったというよりも、同法が規定した以外の日系ラテンアメリカ人収容者に対しては、同法で請求された補償総額の余剰資金からの支出しかできなかったところに限界があった。

ところでCFJは、モチヅキ訴訟での日系ラテンアメリカ人に対する和解を受けて、以下の6点を問題視した。すなわち、第1に、届けられた謝罪の手紙に使用された用紙が正式な政府文書で使用される物とは異なっていたこと、第2に、謝罪文の日本語訳で使用された言葉の選択と語調、第3に、日系ラテンアメリカ人収容者に対する注目度の低さ(日本とペルーでは、それぞれ1紙ずつ、わずか1日だけの報道に限定されたこと)、第4に、市民自由法による補償額が全請求者に支払いが行われる以前に枯渇する可能性があり、補償金の支払いに対する保証がないこと、第5に、日系ラテンアメリカ人(5000ドル)と日系アメリカ人(2万ドル)に対する補償金の支払い額に見られる不均衡は、両者への公平な待遇を否定するものであること、第6に、日系ラテンアメリカ人収容者のために、弁護士が収容者と共に完成させた補償金申請者についての情報共有を政府が拒否したことで、政府による公平な手続きを確保するための法的な代表行為が妨げられたことである⁹⁵⁾。

アメリカ政府は、自国の捕虜との引き換えに、自国民を日本に送り込むことは違憲である可能性があると判断し、ラテンアメリカ諸国に協力を要請した。しかしそのために、ある者はブラック・リストに掲載されていることを理由に、またある者はアメリカ政府が必ずしも特定の人物でなく、重要なのはその数をそろえるこ

とであったため、家族や誰かの身代わりとして連行され、あるいは一家が一緒に生活できる可能性に賭け、家族を伴って出国した。

これらにより、結果的に異国の地でようやく築きあげた財産や仕事、地位、仲間、自由を奪われ、出国に当たっては、財産を放棄するとした文書に署名させられ⁹⁶⁾、アメリカに入国する際にはパスポートなど身分を証明するものが没収された。そのため、彼らは不法滞在者扱いとされ、なかには最終的に家族と合流するまでの間、強制労働や身体に危害を加えられ、あるいは嫌がらせを受けた例が確認されている。

以上のことから、日系ラテンアメリカ人と日系アメリカ人の事例を比較すると、前者の場合は対象となる人数(約2300人対約12万人)が60分の1ほどと少なかったものの、収容後にそれまで暮らしていた国での生活に戻ることができたのは、ペルーに帰国を許可された100人以下の人々であった。そうした人々以外は、財産も合法的な身分も奪われ、仕事もなく、時には家族と別れ、一から出直す必要があったこと、アメリカで暮らす場合には日常用語である英語を身に付けていなかったこと、日本に帰るもしくは行くことを余儀なくされた場合は、キャンプでの収容生活よりもはるかに下回る生活水準での生活が待ち受けていたことなどが問題であった。

これらを勘案するならば、モチヅキ訴訟による和解は、市民自由法の適用外とされた日系ラテンアメリカ人にとって、戦後補償においては同法による支払い残額の範囲内で行わなければならないという制約の中で、金額にして同法適用者の4分の1とされ、しかも申請期間がわずか6週間と、日系アメリカ人に与えられた10年間と比較しても短かった点では、本来は納得できるものではなかったであろう。

しかし一方で、同和解により、少額ではあるが、戦後日本やペルーなどに戻るなどした元収容者たちにも補償金を申請する機会が与えられ、また、市民自由法で戦後アメリカに留まりながらも、収容時に遡って合法的な居住権を得

るタイミングを逃した元収容者たちにも、補償金を受け取る機会が得られたことは大きな意味があったと考えられる。

おわりに

執筆者がこの研究テーマに出会ったのは、モチヅキ訴訟の和解から10年を経た2008年11月13日に、カリフォルニア大学ロサンゼルス校で開催された、本格的な戦後補償交渉を求める一連のキャンペーンであった。その時に演壇に立たれていたワタナベさんは、クリスタル・シティ抑留所に3歳で収容され、あとから考えればご自身はすでに市民自由法により戦後補償を受け取っていたにもかかわらず、同法の対象外とされたラテンアメリカ人のため、そしてアメリカによる不正を訴えるために熱心に演説をされていたのであった。

本稿では、これまであいまいになっていた第二次世界大戦中における日系ラテンアメリカ人のアメリカへの強制連行および戦後補償について、モチヅキさんへのインタビューを基に考察してきた。これらから、以下の5点が確認できたと考えられる。

すなわち第1に、日系アメリカ人への戦後補償の機会は、戦後直後の1947年以降、市民自由法で4回目だったのに対し、日系ラテンアメリカ人に対しては、戦後43年を経て、市民自由法が初めてであり、しかもこの時は例外的に認められた人々だけが対象であったことである。また、それ以外の多くの元日系ラテンアメリカ人収容者たちに与えられた唯一の補償機会となったのが、モチヅキ訴訟による和解であった。

第2に、日系ラテンアメリカ人で、市民自由法での例外的な適用者となったのは、単に終戦時以降も同法適用以前に、アメリカに居住し続け、市民や永住者となった元収容者たちではなく、特定の期間に、収容時に遡ってそうした身分の変更を申請した189人のみであったことである。

第3に、補償内容の相違についてである。市

民自由法で補償対象者となった日系アメリカ人と日系ラテンアメリカ人は、一人当たり2万ドルを等しく受け取ることになったが、モチヅキ訴訟で最終的な和解により合意に至った補償額は、同訴訟に参加していない元収容者も含め、一人当たり5000ドルであった。このように、同じ日系ラテンアメリカ人元収容者という立場でありながら、補償金額においては格差が生じることになった。

特筆すべきは、当初、原告代表者のみに市民自由法の補償額と同額の2万ドルを出す用意があるとの提案があったことである。モチヅキ訴訟において、原告の一人であったシマさんは終戦後もアメリカに居住し続けておられたことから、アメリカ政府としては、収容所を出たのちアメリカを離れたことを理由として、一人当たりの補償額を5000ドルとしたのではなかったことがわかる。

モチヅキさんとのインタビューでは、前述のように折に触れて「私たちにだけ2万ドルくれるって言うの」、「それでは忍びない」との気持ちを打ち明けられ、ラテンアメリカ諸国からアメリカによって連行された収容者たちについて、「ベルーに帰った人も、日本に行った人も、みんな同じ5000ドル」を貰ったと伺った。その金額にのみ目を向ければ、日系アメリカ人の4分の1に過ぎないものではあったが、執筆者は「みんな同じ」ことに価値を見出した結論であったと推察する。

なぜならば、従来の強制立退き請求法では、戦後、日本に行った元収容者は対象外とされていたが、モチヅキ訴訟の申し立てには、「原告は自分たちおよび同じ立場にいるすべての人々のために、今回の訴えを起こした」と明記してあるからである⁹⁷⁾。

第4に、補償金の申請が認められたとしても、特にモチヅキ訴訟の結果を受けて申請をした人たちに対しては、その支払いが日系アメリカ人らの支払いが終わった後に行われることになっていたため、一時はその支払いが危ぶまれるなど、直ちに支払われないケースが見られた

ことである。

そして第5に、モチヅキ訴訟を支援するCFJに対し、和解に至るまで、そしてそれ以降においても、日系およびアジア系の人権擁護団体はもちろんのこと、エスニック・グループや地域の枠を超えた多くの組織や団体が協力を申し出たことである。その数は、2009年時点では64に上り、また弁護士の中には無料奉仕を申し出る者が出るなど、支援の輪が広がった⁹⁸⁾。このことから、アメリカではモチヅキ訴訟を単に日系ラテンアメリカ人の利益に限定されたものとは見ておらず、アメリカ政府による不公正を是正するために必要な試金石であるとみなしていたと考えられる。

このように、国家が行った過ちに対する補償において、アメリカ政府によって連行され、抑留所に収容された当時の日系ラテンアメリカ人に、「不法入国滞在者」という身分を創出したにもかかわらず、その補償を受ける資格として、収容当時に市民や永住者であったか否かを条件として対象者を選別したことは受け入れがたい事実であった。しかし、そのことをモチヅキ訴訟により乗り越え、かろうじて市民自由法の申請期間内に、金額の大小の差はあれども、かつてアメリカにより収容され、多くの物を失った日系ラテンアメリカ人の生存者全員に拡大し、両者の和解に至ったことは評価すべきであろう。

しかし、今回の事例では、自国民と同様、あるいはそれ以上に、何ら法的根拠もないまま日系ラテンアメリカ人に対して多大な精神的、物理的な損失を与えたと判断される。そのため執筆者は、日系ラテンアメリカ人への戦後補償について、アメリカ政府は国際法に反して自国の利益を最優先にするために彼らを利用したのであるから、本来は自国優先主義ではなく、他国から連行した日系ラテンアメリカ人に自国民よりも上積みした金額を提示し、支払う必要があったのではないかと考える。

今回執筆者は、アメリカでの収容を体験されたモチヅキさんをはじめ、何人かの方々のイ

ンタビューや自伝、そして政府関連文書、論文、著書などを駆使し、アメリカによって連行された日系ラテンアメリカ人の存在および戦後補償について検証してきた。しかし、史実を追求する上で、アメリカ側の具体的な指揮系統を示す文書が不足しており、またペルー側の対応においては、今なお解明されていないことが多々あると言わざるを得ない。

戦後73年を迎えた今、我々はアメリカが行ってきた政策と向き合い、事の次第を正確に把握する責務がある。今後は、さらにできるだけ多くの収容者たちの声と史実を集め、今こそ、ラテンアメリカ諸国からアメリカに連行された日系ラテンアメリカ人が辿られた苦難の道について、これまであまり表に出ることのなかった個人々の記録や証言と、史料などを組み合わせ、同時に日米そしてペルーやラテンアメリカ諸国における関係者と協力し、いくつかの点から線へと確実に真実を検証する必要がある。

なぜなら、かつて私たちの祖先が日系人であるというだけで、アメリカ政府によって収容所に入れられ、あるいは戦時捕虜との交換要員として利用するために拉致され、アメリカに送り込まれたという事実があるにもかかわらず、現在のアメリカでも、依然として日常的に特定のエスニック・グループや人種に特化した差別が見られているからである⁹⁹⁾。

2004年に制作されたシバヤマさんの生涯を描いた映像資料には、「95パーセント以上のアメリカ人は、アメリカが僕たち日系ラテンアメリカ人を強制連行した事実を知らない¹⁰⁰⁾」とのナレーションがある。その時から14年、一部の研究者を除けば、今日でも日米において知られることの少ない過去の事実を、現在の教訓として生かすためにも、真実を極め、さらに周知する必要があるのではないだろうか。

【付 記】

本稿は、「アメリカ政府による日系ラテンアメリカ人の強制連行と戦後補償—市民自由法制定から30年を経た今、点から線へ(前編)」『阪南論集・社会科学編』

第54巻第2号(阪南大学学会, 2019年3月)の続編である。

なお本稿は, 2014-2018年度科研費基盤研究C(課題番号26380198)「第二次世界大戦下に強制収容された日系ラテンアメリカ人に対する戦後補償」の成果報告の一部である。

注

- 76) 日本人の場合, 例外として帰化による市民権が認められたのは, 1935年の「退役外国人兵士帰化法」および1942年3月27日に制定された「戦争遂行促進法」第701条による(大谷, 前掲書, 155ページ)。ただし, 米軍として従事しても, シバヤマさんのように市民権を付与されない例もあった。
- 77) 1950年の国勢調査に基づく帰化不能外国人の数は, アメリカ本土とハワイ準州を合わせると8万8000人で, このうち「日系人」は8万5000人であった(同上)。
- 78) 同法は, 強制収容時にカリフォルニア州政府から二世名義の土地を取り上げられたオオヤマ訴訟(*Oyama v. California*, 332 U.S. 633, 1948)により, 日系人の土地収用に対する司法への挑戦の結果, 違憲判決が下されるようになったのちに制定された。なお同法は, トルーマン(Harry S. Truman)大統領の拒否権を乗り越えて成立したものである。
- 79) 大谷, 前掲書, 161-162ページ。
- 80) Gardiner, *Pauns in a Triangle of Hate*, pp.170-171.
- 81) Wolfe, *op. cit.*, p.210.
- 82) *Ibid.*
- 83) Higashide, *op. cit.*, p.249.
- 84) A Letter from Franklin D. Roosevelt to the Secretary of the Interior, April 24, 1943, President's Official File 4849: War Relocation Authority, 1943 (The Franklin D. Roosevelt Library, Hyde Park, New York).
- 85) Harry S. Truman, "Special Message to the Congress on Civil Rights," February 2, 1948, Public Papers of the Presidents of the United States, January 1 to December 31, 1948 (Washington: United States Government Printing Office, 1964, No. 20).
- 86) 大谷, 前掲書, 164ページ。
- 87) 同上, 165ページ。
- 88) 同上, 166ページ。
- 89) 同上, 167ページ。第1回目の日系人強制立退き補償請求法については, このほかにも, Long Road to Redress, History Art and Archives, United

States, House of Representatives, <https://history.house.gov/Exhibitions-and-Publications/APA/Historical-Essays/Exclusion-to-Inclusion/Redress/>, accessed Nov. 7, 2018; The Civil Liberties Public Fund ed., *Personal Justice Denied*, p.112を参照。

- 90) 大谷, 前掲書, 167-168ページ。
- 91) 同上, 169-170ページ。
- 92) 同上, 170-171ページ。
- 93) Campaign for Justice, Litigation (<https://jilacampaignforjustice.org/litigation/>, accessed Nov. 10, 2018). 残りの二つの訴訟とは, *National Coalition for Redress/Reparations and Joe Suzuki v. USA*, 248 F.3d 1172 (9th Cir. 2001) と *Kay Sadao Kato, Jane Yano, Makoto Ogura, Shizue Ogura, Kenjiro Ogura, & Yasuo Ogura, aka Yasuo Okui, v. USA*, 246 F.3d 674 (9th Cir. 2001) である。
- なお, ここでは2万ドルを受け取った日系ラテンアメリカ人は152人となっており, 他の文献に記されている189人とは異なっている。
- 94) 土田「過去の不正義に対する法的救済の意義と限界」, 240ページ。
- 95) Campaign for Justice, Litigation.
- 96) 「自主追放(執筆者注・父と共にアメリカ行きを決めた家族たちを指す)を申し出たものは, ベルーに残るすべての資産を放棄する書面にサインしなくてはアメリカへ出国できなかった」(坪居, 前掲書, 227ページ)。
- 97) CIV. No. 96-5986 JSL (EX), First Amended Civil Rights Complaint for Declaratory and Injunctive Relief, filed Feb. 3, 1997, p.5.
- 98) CFJの支援組織には, JAACLやNCRR, Mexican American Legal Defense and Education Fund, International Association of Official Human Rights Agenciesなど, 2018年11月現在は90もの組織や団体に拡大している(CFJ, Partners, <http://www.campaignforjusticejla.org/partners/index.html>; accessed Nov. 11, 2018)。
- 99) 警察や国土安全保障省に設けられた移民関税捜査局(Immigration and Customs Enforcement)などにより, 空港や州境, その他日常生活のあらゆる場面において制止が求められたり, 内偵捜査が行われたりする際に, レイシャル・プロファイリングが用いられていることは周知のとおりである。
- 100) Peek and Shiekh, *op. cit.*

(2019年1月23日掲載決定)